

防官秘第7887号
26. 5. 30
一部改正 防官秘第1146号
31. 1. 29

施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長 殿
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

大臣官房長
(公印省略)

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条（第2項第3号及び第3項第3号を除く。）に掲げる官職への選考採用について（通知）

標記について、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号。以下「訓令」という。）第45条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

なお、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条（第2項第3号及び第3項第3号を除く。）に掲げる官職への選考採用について（通知）（防官秘第4075号。26. 3. 26）は廃止する。

記

1 大臣官房長への協議

訓令第5条第2項（第3号、第5号及び第6号を除く。）並びに同条第3項（第3号、第5号及び第6号を除く。）の規定に基づく官職へ選考による採用を行う場合は、別紙様式第1により選考採用計画を策定し、原則として選考手続きを開始する1ヶ月前までに大臣官房長に協議するものとする。

2 選考対象者の募集

選考対象者の募集にあたっては、次の各号に掲げる内容について、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、官職に必要なとされる知識、経験等の性質が特殊である等の事情から公募により難しい場合は、これに準じた方法により募集するものとする。

- (1) 選考に係る官職についての職責の概要
- (2) 採用された場合の初任給その他の給与

- (3) 応募資格
- (4) 選考の実施時期及び場所
- (5) 応募の受付期間及び方法その他必要な手続
- (6) 選考の方法の概要
- (7) その他必要と認める事項

3 選考の方法等

(1) 選考の方法

選考の方法は、次のアからウに掲げる能力実証方法の中から三以上（アに掲げる方法及びイに掲げる方法の中からそれぞれ少なくとも一以上）選択するものとする。ただし、人事院が次のアに掲げる能力実証等の一部を統一的に行う選考試験を実施する場合は、当該選考の結果をもってこれに代えることができるものとする。

ア 一般的な知識及び知能若しくは専門的な知識、技術等についての筆記試験若しくは文章による表現力若しくは課題に関する理解力等についての論文試験若しくは作文試験又はこれらに代わる適当な方法

イ 人柄、性向等についての人物試験、技能等の有無についての実地試験又は過去の経歴の有効性についての経歴評定

ウ 身体検査又はこれに代わる適当な方法

(2) 選考委員会の設置

訓令第5条第2項第2号の規定に基づく官職に選考により採用する場合は、前号に掲げる能力実証のほか、その官職の職務遂行能力の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会の審査を経て行うものとする。

4 国家公務員採用試験等に準ずる選考

訓令第5条第2項第1号又は第7号及び同条第3項第1号又は第2号若しくは第7号の規定に基づく官職へ選考による採用を行う場合において、第44条第1項の規定に基づく国家公務員採用試験等に準じた選考を行うときは、同条第2項の規定に基づき、別紙様式第2によりあらかじめ防衛大臣の承認を受けるものとする。

なお、この場合においては、第1項に規定する大臣官房長への協議は要しないものとする。

5 選考採用者決定通知等

- (1) 訓令第5条第2項（第3号、第5号及び第6号を除く。）並びに同条第3項（第3号、第5号及び第6号を除く。）の規定に基づく選考（準ずる選考を含む。）

選考採用者が決定した後、速やかに別紙様式第3のとおり通知するものとする。

- (2) 訓令第5条第2項第5号、第6号及び同条第3項第5号、第6号の規定に基づく選考

5月末日までに、前年度の選考採用状況について、別紙様式第4のとおり通知するものとする。

発 簡 番 号
年 月 日

大臣官房長 殿

各機関の長

平成〇〇年度選考採用計画「事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条第〇項第〇号の規定に基づく選考」について（協議）

標記について、下記のとおり協議する。

記

- 1 採用予定機関
- 2 採用予定官職（俸給表、職務の級、官職、職務内容）
- 3 採用予定者数及び採用予定年月日
- 4 採用試験等によることができない理由
- 5 選考採用実施要領
 - (1) 選考日程
 - (2) 募集の時期
 - (3) 募集の方法及び範囲等
 - (4) 能力実証方法等（判定基準を含む。）
 - (5) 選考委員会の構成員
- 6 その他参考となる事項

発 簡 番 号
年 月 日

防衛大臣 殿

各機関の長

平成〇〇年度選考採用計画（準ずる選考）について（申請）

標記について、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条第〇項第〇号の規定に基づく官職へ準ずる選考による採用を行うため、第44条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 採用予定機関
- 2 採用予定官職（俸給表、職務の級、官職、職務内容）
- 3 採用予定者数及び採用予定年月日
- 4 相当する採用試験等の種類及び試験区分
- 5 採用試験等によることができない理由
- 6 選考採用実施要領
 - (1) 選考日程
 - (2) 募集の時期
 - (3) 募集の方法及び範囲等
 - (4) 能力実証方法等（判定基準を含む。）
 - (5) 選考委員会の構成員
- 7 その他参考となる事項

発 簡 番 号
年 月 日

大臣官房長 殿

各機関の長

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条第○項第○号の規定
に基づく選考（準ずる選考）の結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 採用機関（部課室名及び職名）
- 2 採用者数及び採用年月日
- 3 官職、職務の級、氏名及び生年月日
- 4 学歴免許資格等（取得年月日）

発 簡 番 号
年 月 日

大臣官房長 殿

各機関の長

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令第5条第○項第○号の規定
に基づく選考の採用状況について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

連番	官 職 (職務の級、所属部課室名及び職名)	氏 名 (生年月日)	任 期	能力実証方法